

## ○独立行政法人国民生活センター職員給与規程

平成 15 年 10 月 1 日 規程第 6 号  
最終改正 令和 7 年 3 月 19 日 規程第 6 号

### (総則)

第 1 条 独立行政法人国民生活センター就業規程（平成 15 年規程第 3 号。以下「就業規程」という。）第 2 条第 2 項に規定する職員（研究員を含む。以下「職員」という。）の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

### (給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、次のとおりとする。

- (1) 基本給  
俸給  
扶養手当
- (2) 諸手当  
職務手当  
業績手当  
住居手当  
超過勤務手当  
単身赴任手当  
管理職員深夜割増手当  
管理職員特別勤務手当  
通勤手当  
在宅勤務等手当  
特別手当

### (給与の支給日)

第 3 条 職員の給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月 17 日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- (1) その日が日曜日に当たるときは、その前々日（その日が休日（就業規程第 8 条第 1 項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは 18 日）
- (2) その日が土曜日に当たるときは、その前日

### (給与の支給方法)

第 4 条 職員の給与は、前条の支給定日において、当月分の俸給、扶養手当、職務手当、業績手当、住居手当及び単身赴任手当並びに前月分の超過勤務手当、在宅勤務等手当、管理職員深夜割増手当及び管理職員特別勤務手当の全額を支給する。

- 2 通勤手当の支給方法は、第 20 条の規定による。
- 3 給与は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を原則として通貨をもって直接本人に支給する。
- 4 職員が給与の全部につき自己の預金への振込みを申し出た場合は、その方法によ

って支払うことができる。

(給与の非常時払)

第5条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支払いを請求した場合には、その月の給与の支給日前であっても、請求の日までの給与(超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当及び特別手当を除く。)を第10条第4項に規定する日割り計算によって計算し、その際に支払うことができる。

2 前項の場合、超過勤務手当は請求した日までの分をその際に支払うことができる。

(俸給の決定)

第6条 俸給は、職員の職務の複雑、困難及び責任の程度等を考慮して決定する。

2 俸給は、月額とし、別表「職員俸給表」に定める職務の級及び号俸の額とする。

(初任給の基準)

第7条 新たに職員となった者の俸給は、次の初任給基準表の左欄に掲げる基準学歴の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる級号俸とする。

初任給基準表

基準学歴	初任給
修士課程修了	5級29号俸
大学卒業	5級21号俸
短期大学卒業・高等専門学校卒業	5級9号俸
高等学校卒業	5級1号俸

2 初任給の決定にあたり、新たに職員となった者が、その職務について有用な学歴、経験等を有する場合であって、他の職員の給与との均衡上、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、その者の学歴、経験等を勘案して別に定めることができる。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、別に定める場合を除き、原則として4月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を3号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「3号俸」とあるのは、「0号俸」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員が就業規程第39条の規定により表彰を受けた場合、その他理事長が必要と認める場合においては、別に定める日に第1項の規定による昇給をさせることができる。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(昇格)

- 第9条 職員が別に定める昇格基準に該当する場合であってその者の勤務成績が良好であるとき、又は職員の担当する職務の重要性及び責任の程度等を考慮して理事長が必要と認めるときは、職員を上位の職務の級に昇格させることができる。
- 2 前項に規定する昇格基準にかかわらず、第7条第2項の規定により初任給を決定された者について特に理事長が必要と認めるときは、上位の職務の級に昇格させることができる。
  - 3 職員が就業規程第39条の規定により表彰を受けた場合においては、第1項の昇格基準にかかわらず、昇格させることができる。
  - 4 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定める。
  - 5 第1項から第3項までに規定する昇格の時期は、原則として前条第1項に規定する昇給の時期とする。

(降格)

- 第9条の2 職務の級1級、2級A又は2級Bである職員について、その職責を果たすことが著しく困難と判断される場合、若しくは勤労意欲を著しく喪失されたと判断される場合であって、理事長が必要と認めるときは、職員を下位の職務の級に降格させることができる。
- 2 次条第1項により職務の級2級Bに降格した職員について、60歳に達した日以後における最初の4月1日が到来したときに職務の級3級に降格する。
  - 3 職務の級3級である職員（前項により降格した者及び就業規程第20条第3項により任期を定めて採用された職員を除く。）について、60歳に達した日以後における最初の4月1日が到来したときに職務の級4級に降格する。
  - 4 降格時におけるその者の号俸は、別に定める。
  - 5 第1項に規定する降格の時期は、4月1日を原則とする。

(役職定年)

- 第9条の3 職務の級1級又は2級Aである職員（就業規程第20条第3項により任期を定めて採用された職員を除く。）の役職定年は59歳とする。理事長が必要と認めるときを除き、役職定年に達した日以後における最初の4月1日が到来したときに職務の級2級Bに降格する。なお、理事長が必要と認める場合については別に定める。
- 2 職務の級2級Bである職員（就業規程第20条第3項により任期を定めて採用された職員を除く。）の役職定年は59歳とする。役職定年に達した日以後における最初の4月1日が到来したときに職務の級3級に降格する。
  - 3 降格時におけるその者の号俸は、別に定める。

(俸給の日割計算)

- 第10条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
- 2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
  - 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
  - 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給す

るとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族（配偶者（届出しないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）は除く。）のある職員に対して支給する。ただし、次項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が1級であるものに対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 削除

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「扶養親族たる子」という。）

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第2号に該当する扶養親族については13,000円とし、同項第3号から第6号に該当する扶養親族については6,500円（職務の級が2級Aであるものについては3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 当該扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる満22歳未満の子がある職員が配偶者を有するに至った場合

2 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日から、職員に前項第3号又は第4号に掲げる事実が生じた場合、又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においてはその事実が生じた日から、それぞれの支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

3 扶養手当は、職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養

親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の翌日から、職員が離職した場合においては、その者が離職した日の翌日から支給しない。

- 4 第1項から前項について、職務の級が1級であるものについては、扶養親族たる子に限る。

(職務手当)

第13条 職務手当は、次の各号の一に掲げる職務にある職員に対して支給する。

- (1) 審議役、部長、事務局長、次長、課長、室長、上席調査研究員及び調査役
- (2) 課長補佐、室長補佐、上席調査研究員補佐及び調査役補佐で別に定める者
- (3) 第1号の職務を経験した者で理事長が指名する職務にある者

- 2 職務手当の額は、次の各号に規定する職務の区分に応じた当該各号に定める額とする。

- (1) 審議役 104,000 円
- (2) 部長、事務局長 103,000 円
- (3) 次長 102,000 円
- (4) 課長、室長、上席調査研究員及び調査役 95,000 円
- (5) 前項第2号の規定による別に定める者 30,000 円
- (6) 前項第3号の規定による職務にある者 理事長が定める額

- 3 前項の規定による額が、独立行政法人国民生活センター役員給与規程（平成15年規程第5号）第3条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額及び職責手当の月額の合計額に106分の100を乗じて得た額から職員が受ける俸給月額と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する職務手当の月額は、前2項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない別に定める額とする。

- 4 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって、外国出張、欠勤、休暇等により勤務しなかった場合（業務上の傷病による休職及び業務上の傷病により理事長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の職務手当は支給しない。

- 5 第16条の規定は、第1項第1号に掲げる職務にある職員には適用しない。

(業績手当)

第14条 業績手当は、別に定める業績評価制度に基づく評価の結果（以下「評価結果」という。）に応じて支給する。

- 2 業績手当の月額は、俸給月額及び職務手当の月額の合計額に次の各号に掲げる評価結果の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じた額とする。

- (1) S S評価 100分の8
- (2) S評価 100分の7
- (3) A評価 100分の6
- (4) B評価 100分の5
- (5) C評価 100分の4
- (6) D評価 100分の3

- 3 前項の規定にかかわらず、職員が就業規程第22条第1項（第2号及び第5号に該当する場合を除く。）の規定により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、業

績手当は支給しない。

- 4 新たに職員となった者（独立行政法人国民生活センター職員退職手当支給規程（平成15年規程第8号）第8条第1項に規定する国、独立行政法人、又は地方公共団体（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）が引き続き職員となった場合を含む。）に対して支給する業績手当の月額、前項の規定にかかわらず、最初の評価結果が決定するまでの間は俸給月額及び職務手当の月額の合計額に100分の5の割合を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の宿舎、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）に規定する宿舎その他これらに準ずる宿舎（以下「宿舎等」という。）を貸与されている職員及び父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。）
  - (2) 第18条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までに間にある子）が居住するための住宅（宿舎等を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
    - (1) 前項第1号に掲げる職員 次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
      - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
      - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
    - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定より算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
  - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

第16条 超過勤務手当は、就業規程第16条の規定により正規の勤務時間外又は休日における勤務（以下「超過勤務」という。）を命ぜられた職員に対して支給する。

- 2 1か月における超過勤務手当の額は、超過勤務をした時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる超過勤務時間数及び勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。なお、この場合の1か月は毎月21日を起算日とする。
  - (1) 1か月の超過勤務時間の合計が45時間以下の場合、及び45時間を超えて60時間

以下の場合

①休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100 分の 125

②休日における勤務 100 分の 135

(2) 1 か月の超過勤務時間の合計が 60 時間を超える場合

①休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100 分の 150

②休日における勤務 100 分の 160

3 1 年間の超過勤務時間数が 360 時間を超えた場合の超過勤務手当の額は、前項を準用する。なお、この場合の 1 年は毎年 4 月 21 日を起算日とする。

(管理職員深夜割増手当)

第 16 条の 2 管理職員深夜割増手当は、就業規程第 16 条の規定により午後 10 時から翌日の午前 5 時まで（以下「深夜勤務」という。）に勤務した第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる職務にある職員に対して支給する。

2 1 か月における管理職深夜割増手当の額は、深夜勤務した時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 25 を乗じて得た額とする。なお、この場合の 1 か月は毎月 21 日を起算日とする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 17 条 第 16 条第 2 項及び前条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、俸給月額、職務手当の月額、在宅勤務等手当の月額及び業績手当の月額の合計額を 1 年間における 1 月平均所定勤務時間数で除した額とする。

(単身赴任手当)

第 18 条 単身赴任手当は、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（別に定めるところにより算出した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が、別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて、別に定める額を加算した額）とする。

3 国家公務員等が、引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった場合で、職員となった日の直前の住居から職員となった日の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員には、第 2 項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

- 第19条 第13条第1項第1号に掲げる職務にある職員が、臨時又は緊急の必要等により休日及び代休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日及び代休日以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。
  - 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - (1)第1項に規定する場合 勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)
    - (2)前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
  - 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

- 第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
  - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃相当額」という。)が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において1月



当たりの運賃相当額の合計額が 150,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額(第 20 条の 2 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円

ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円

ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,100 円

ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,000 円

ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,900 円

ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800 円

ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700 円

チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円

リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円

ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円

ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円

ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 月当たりの運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額が 150,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) 第 1 号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあっては別に定める期間)に係る最初の月の給与の支給日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在宅勤務等手当）

第20条の2 住居その他これに準ずるものとして理事長が認める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間及び勤務しないことにつき特に承認があった時間を除く。）の全部を勤務することを、別に定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額額は、3,000円とする。
- 3 前各項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特別手当）

第21条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1月以内に退職した職員に対して6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれの前々日に、これらの日が土曜日に当たるときは、それぞれの前日）に支給する。ただし、基準日前1月以内に退職した職員のうち、次の各号の一に該当する職員についてはこの限りではない。

- (1) その退職した日において就業規程第22条第1項第4号の規定により休職を命ぜられていた者
- (2) その退職した日において就業規程第40条第3号の規定により停職を命ぜられていた者
- (3) その退職に引き続き国家公務員等となった者で特別手当（これに相当する給与を含む。）の支給について、この規程の適用を受ける職員としての在職期間を国家公務員等としての在職期間に通算することを認められている者

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員の受けるべき基本給の月額及び俸給に対する業績手当の月額の合計額（表1に定める職務にある職員にあっては、その額に俸給月額及びこれに対する業績手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額を加算した額並びに、表2に掲げる職務にある職員（休職にされている職員のうち、第23条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）にあっては、その額に俸給月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前6月以内におけるその者の在職期間の次の各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、理事長がその者の勤務成績を参しゃくして定める額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

表 1

職務の区分	加算率
部長、事務局長、次長又は審議役	100 分の 20
課長、室長、上席調査研究員又は調査役	100 分の 15
課長補佐、室長補佐、上席調査研究員補佐又は調査役補佐	100 分の 10
職務の級 3 級の職員	100 分の 5
職務の級 4 級で別に定める職員	100 分の 5

表 2

職務の区分	加算率
審議役、部長、事務局長又は次長	100 分の 23
課長、室長、上席調査研究員又は調査役	100 分の 14

- 3 前項の規定により特別手当の支給額を算出する場合の在職期間の計算において、国家公務員等であった者で引き続きセンターの職員となった者のうち、国家公務員等としての在職期間をこの規程の適用を受ける職員としての在職期間に通算することが認められている者については、その者の基準日以前 6 月以内における前職の在職期間は、当該在職期間に算入する。
- 4 第 2 項に規定する在職期間は、停職（就業規程第 40 条第 3 号の規定による停職処分を受けたとき）にされていた期間についてはその全期間を除算し、休職（第 24 条に規定する業務上の傷病等による休職を除く。）にされていた期間及び第 26 条の 2 に規定する配偶者同行休業中の期間、第 25 条に規定する介護休業中の期間及び介護短時間勤務により短縮された勤務時間及び第 26 条に規定する育児休業中の期間及び育児短時間勤務により短縮された勤務時間についてはその 2 分の 1 を除算する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第 3 号に掲げる職員にあっては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第 40 条第 4 号の規定による懲戒免職の処分を受けたもの
  - (2) 基準日前 1 月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
  - (3) 次項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）第 19 条の 6 第 1 項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 6 職員の特別手当の支給に係る一時差止の取扱いについては、一般職給与法第 19 条の 6 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、同条第 1 項及び同項第 2 号、第 3 項第 3 号並びに第 4 項中「期末手当」とあるのは「特別手当」と、同条第 1 項第 2 号中「公務」とあるのは「センター業務」と読み替える。

(懲戒による減給)

第 22 条 職員が就業規程第 40 条第 2 号に規定する減給処分を受けたときは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 91 条に規定する制限の範囲内で俸給を減額して支給する。

2 減給期間が日を単位とする場合には、俸給を、第 10 条第 4 項に規定する日割計算により計算した額を、減額して支給する。

(欠勤者の給与)

第 23 条 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病による欠勤でその欠勤について、理事長が認めた場合の当該欠勤期間の給与は、その全額を支給する。

2 前項（業務上傷病による欠勤）の負傷又は疾病以外による欠勤でその欠勤について理事長が認めた場合の当該欠勤期間の給与は、90 日に限りその全額を支給し、90 日を超えて連続して勤務しないときは俸給を半減する。

3 前 2 項以外の事由による欠勤でその欠勤について理事長がやむを得ないものと認めた場合の当該欠勤期間の給与は、1 月に限りその全額を支給し、1 月を超えて引き続き勤務しないときは俸給を半減する。

4 前 3 項の事由による欠勤以外の欠勤でその欠勤について理事長の承認が得られなかった場合は、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額にその勤務をしない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第 24 条 職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の負傷又は疾病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が結核性疾患の場合にあっては満 2 年、その他の場合にあっては満 1 年に達するまではこれに俸給、扶養手当、住居手当及び特別手当のそれぞれ 100 分の 80 を、この期間を超えた休職の期間中は 100 分の 60 を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 を支給することができる。

4 職員が前 3 項に定める事由以外の特別な事由により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに支給する給与はそのつど定める。

(介護休業者の給与)

第 25 条 職員が就業規程第 12 条に規定する介護休業により勤務しない場合は、勤務しない 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に介護休業を取得している職員のうち、基準日前 6 月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る特別手当を支給

する。

- 3 職員が就業規程第7条の3第1項の規定による介護短時間勤務につき申出をし、その介護短時間勤務期間における俸給月額及び業績手当の額については、その職員の勤務時間を就業規程第7条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。また、超過勤務手当については第16条及び第17条を準用する。ただし、1日7時間45分までの支給割合は100分の100とする。
- 4 介護休業を取得した職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業を取得した期間の100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして俸給月額を調整することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

(育児休業者等の給与)

- 第26条 職員が就業規程第23条第1項の規定による育児休業につき申出をし、その育児休業をしている期間中、給与を支給しない。
- 2 第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る特別手当を支給する。
  - 3 職員が就業規程第23条第1項の規定による育児時間の承認を受け、勤務しない場合には、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
  - 4 職員が就業規程第7条の2の規定による育児短時間勤務につき申出をし、その育児短時間勤務期間における俸給月額及び業績手当の額については、その職員の勤務時間を就業規程第7条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。また、超過勤務手当については第16条及び第17条を準用する。ただし、1日7時間45分までの支給割合は100分の100とする。
  - 5 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業した期間の100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして俸給月額を調整することができる。
  - 6 前各項に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業者の給与)

- 第26条の2 職員が就業規程第23条の2第1項の規定による配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(停職者の給与)

- 第27条 職員が就業規程第40条第3号の規程による停職処分を受けたときは、その停職の期間中、基本給の3分の1を支給することができる。

(諸手当の支給)

- 第28条 扶養手当、職務手当、業績手当、住居手当及び単身赴任手当の支給にあたっては、第10条の規定を準用する。

(端数の取扱い)

第 29 条 この規程の規定により計算した給与の額に、50 銭未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、その端数金額を 1 円として計算する。

(施行細則)

第 30 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 大学卒試験採用職員のうち、5 級 9 号俸を受ける者の俸給の額は、当分の間、第 7 条第 1 項の規定及び別表にかかわらず、191,800 円とする。
- 3 センターの設立の際、国民生活センター（以下「旧センター」という。）の職員として在職していた者であって、引き続きセンターの職員となった者（以下「承継職員」という。）は、旧センターの職員としての在職した期間は、センターの職員として在職したものとしてみなしてこの規程を適用する。
- 4 承継職員のうち、平成 11 年 4 月 1 日において、満 49 歳を超えている者の昇給については、第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。
- 5 多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）第 4 条に規定する基本方針により、センターが主たる事務所を神奈川県相模原市に定めたことに伴い、在勤地を相模原事務所に異動した承継職員は、第 14 条の規定にかかわらず、別に定めるところにより一定の期間、俸給、扶養手当及び職務手当の月額合計額に 100 分の 6 を零に至るまで段階的に引き下げた割合で別に定めるものを乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。

附 則（平成 15 年 11 月 18 日規程第 21 号）

- 1 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 大学卒試験採用職員のうち、5 級 9 号俸を受ける者の俸給の額は、当分の間、第 7 条第 1 項の規定及び別表にかかわらず、190,600 円とする。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の規程第 14 条第 3 項の規定の適用を受けている職員に対する改正後の規程第 14 条第 3 項の規定の適用については、同条同項中「場合（当該異動の日の前日に 6 月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から 2 年を経過する」とあるのは「から 3 年を経過する日又は平成 18 年 3 月 31 日のいずれか早い日」とする。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規程第 20 号）

改正 平成 19 年 2 月 22 日規程第 4 号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年4月1日から平成19年5月31日(改正後の規程第13条第1項第1号に掲げる職員(以下「管理職員」という。))にあっては平成18年5月31日)までの間における業績手当の月額、俸給月額及び職務手当の月額の合計額に100分の5の割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、職員が就業規程第22条第1項(第2号及び第5号に該当する場合を除く。)の規定により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、業績手当は支給しない。
- 4 第2項に規定する管理職員に対する平成18年6月1日から平成19年5月31日までの間における業績手当の月額は、俸給月額及び職務手当の月額の合計額に次の各号に掲げる評価結果の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じた額とする。
  - (1) A評価 100分の6
  - (2) B評価 100分の5
  - (3) C評価 100分の4

附 則 (平成17年11月28日規程第2号)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 大学卒試験採用職員のうち、5級21号俸を受ける者の俸給の額は、当分の間、第7条第1項の規定及び別表にかかわらず、190,000円とする。

附 則 (平成18年3月31日規程第7号)

改正 平成23年5月31日規程第2号

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてセンターの職員であった者の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次条に規定する職員を除き、切替日の前日にその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて附則別表1に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

第3条 切替日の前日において独立行政法人国民生活センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表職員俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸は、附則別表2に定める号俸とする。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第4条 切替日の前日から引き続き職員であった者で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成22年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成23年5月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- (1) 職務の級1級の職員 100分の99.60

- (2) 職務の級 2 級 A の職員 100 分の 99.60
  - (3) 職務の級 2 級 B の職員 100 分の 99.70
  - (4) 職務の級 3 級の職員 100 分の 99.70
- 2 前項に規定する別に定める職員で、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに職員となった者について、採用の事情を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 第 1 項に規定する職員が退職する際の独立行政法人国民生活センター職員退職手当支給規程第 4 条の適用にあたっては、第 1 項の期間の定めにかかわらず、当分の間、「基準額」には、俸給月額のほか、第 1 項に規定する差額に相当する額を加算することとする。
- 第 5 条 前条の規定による俸給を支給される職員に対する職務手当、業績手当、超過勤務手当及び特別手当の算定の基礎となる俸給の額は、前条第 3 項に規定する俸給の額を加えた合計額とする。

別表 1 号俸の切替表（附則第 2 条関係）

旧号俸	1 級	2 級 A	2 級 B	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1	1	1
2	5	5	5	5	5	1
3	9	9	9	9	9	1
4	13	13	13	13	13	1
5	17	17	17	17	17	5
6	21	21	21	21	21	9
7	25	25	25	25	25	13
8	29	29	29	29	29	17
9	33	33	33	33	33	21
10	37	37	37	37	37	25
11	41	41	41	41	41	29
12	45	45	45	45	45	33
13	49	49	49	49	49	37
14	53	53	53	53	53	41
15	57	57	57	57	57	45
16	61	61	61	61	61	49
17	65	65	65	65	65	53
18		69	69	69	69	57
19		73	73	73	73	61
20		77	77	77	77	65
21			81			
22			85			



別表2 職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員号俸の切替表（附則第3条関係）

職務の級	旧俸給月額（円）	新号俸
2級B	534,600	89
	541,700	93
	548,800	97
2級A	557,900	81

附 則（平成19年2月22日規程第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成18年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日における号俸の特例）

第2条 施行日の前日において改正前の規程の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項に規定する職員を除き、その者の職務の級及び施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）の期間に応じて次の表に定める数（別に定める職員にあっては別に定める数）を標準とした数を旧号俸の数に加えて得た数の号俸とする。

職務の級 \ 期間	12月	9月以上 12月未満	6月以上 9月未満	6月未満
	1級又は2級A	2	1	0
その他の級	3	2	1	0

2 施行日において改正後の規程第8条第3項の規定の適用を受ける職員の同日における新号俸は、別に定める号俸を標準として別に定める。

（平成22年4月1日までの間における適用に関する特例）

第3条 平成19年4月2日から平成22年4月1日までの間における改正後の規程第8条第2項及び第3項の規定の適用については、規定中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、「2号俸」とあるのは「1号俸」と読み替える。

附 則（平成19年3月29日規程第5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月21日規程第2号）

改正 平成21年11月30日規程第9号

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

2 この規程による改正後の規程第13条第1項に規定する職員のうち、同条第2項の規定による職務手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該職務手当の額のほか、当該職務手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を職務手当

の額として支給する。

- (1) 平成 19 年 6 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、施行の日の前日において改正前の規程第 13 条第 1 項に規定する職務にある職員が同日に受けていた職務手当（平成 21 年 12 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該職務手当に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の額をいう。

- (1) 審議役、部長、次長、課長、室長、館長及び調査役 100 分の 99.70
- (2) 課長補佐、室長補佐、館長補佐及び調査役補佐で別に定める者 100 分の 99.80

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規程第 8 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 8 日規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 5 月 8 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日規程第 9 号）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 13 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 27 日規程第 5 号）

この規程は、平成 22 年 9 月 27 日から施行し、平成 22 年 6 月 30 日から適用する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日規程第 9 号）

改正 平成 27 年 3 月 31 日規程第 9 号

（施行日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（55 歳を超える職員における支給額の減額措置）

第 2 条 職員（職務の級が 1 級又は 2 級である職員のうち、その号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下、「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、平成 30 年 3 月 31 日までの間、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日の属する月の初日）以後、次の各項に掲げる給与の額から、それぞれ当該各項に定める額に相当する額を減ずる。

1 俸給月額（附則平成 18 年 3 月 31 日規程第 7 号第 4 条第 1 項に規定する俸給として支給する額を含む） 当該特定職員の俸給月額（規程第 23 条第 2 項及び第 3 項の規

定の適用を受ける職員である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この項において同じ。)に達しない場合(以下、「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下、「俸給月額減額基礎額」という。))

- 2 職務手当 当該特定職員の職務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 3 業績手当 当該特定職員の業績手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額及び職務手当の月額の合計額に対する業績手当の月額)
- 4 特別手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び俸給に対する業績手当の月額の合計(規程第21条第2項表1に定める職務にある職員にあっては、その額に俸給月額及びこれに対する業績手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額を加算した額並びに、同条同項表2に掲げる職務にある職員(休職にされている職員のうち、規程第23条第1項に該当する職員以外の職員を除く。)にあっては、その額に俸給月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額)を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額と同条同項に定める在職期間割合及び「特別手当の支給における勤務期間に対応する支給割合について(平成15年10月1日達第30号)」に定める勤務期間の区分に応じて定める支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、この項における「俸給月額」を「俸給月額減額基礎」と読み替えるものとする)
- 5 規程第24条第1項から第3項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれに定める額

(1)第24条第1項 前各項に定める額

(2)第24条第2項 第1項及び第4項に定める額に、その休職期間が結核性疾患にあっては満2年、その他の場合にあっては満1年に達するまでは100分の80を乗じて得た額、この期間を超えた休職の期間中は100分の60を乗じて得た額

(3)第24条第3項 第1項に定める額に100分の60を乗じて得た額

第3条 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての規程第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額(附則平成18年3月31日規程第7号第4条第1項に規定する俸給として支給する額を含む)、職務手当の月額及び業績手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定勤務時間数で除した額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場

合にあっては、俸給月額減額基礎額、前条第2項に定める職務手当の額及び前条第3項に定める業績手当の額の合計額を1年間における1月平均所定勤務時間数で除した額)に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成23年5月31日規程第2号)

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月30日規程第2号)

この規程は、平成24年5月31日から施行する。

附 則 (平成24年6月15日規程第3号)

(施行日)

第1条 この規程は、平成24年6月15日から施行し、第2条については平成24年4月1日から、第3条については平成24年6月1日から適用する。

(平成24年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成24年4月1日において44歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く)のうち、平成22年4月1日において第8条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(給与の減額支給に関する特例)

第3条 平成24年6月1日から平成26年5月31日までの間(以下「特例期間」という)においては、職員に対する俸給月額(規程第23条第2項及び第3項の規定の適用を受ける職員である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の各号に掲げる職務の級の区分等に応じて当該各号に定める割合(「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 職務の級1級及び2級Aの職員                           | 100分の9.77 |
| (2) 職務の級2級Bの職員(第13条第1項第2号で定める職務手当を支給する職員に限る) | 100分の7.77 |
| (3) 職務の級2級Bの職員(前号に該当する職員を除く)及び3級の職員          | 100分の6.27 |
| (4) 職務の級4級及び5級の職員                            | 100分の4.77 |

2 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- |   |
|---|
| (1) 職務手当 当該職員(ただし、前項第1号に該当する職員に限る)の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額 |
|---|

- (2) 特別手当 当該職員が受けるべき特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、業績手当の支給に当たっては、規程第14条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額から第1項に定める額に相当する額を減じた額」に、「職務手当」とあるのは「職務手当から前項第1号に定める額に相当する額を減じた額」とする。
- 4 特例期間においては、規程第24条第1項から第3項の規定により支給される給与に当たっては、各項に定める給与の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれに定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 第24条第1項 前各項に定める額
- (2) 第24条第2項 第1項及び第2項第2号に定める額に、その休職期間が結核性疾患の場合にあっては満2年、その他の場合にあっては満1年に達するまでは100分の80を乗じて得た額、この期間を超えた休職の期間中は100分の60を乗じて得た額
- (3) 第24条第3項 第1項に定める額に100分の60を乗じて得た額
- 5 特例期間においては、規程第17条に定める勤務1時間当たりの給与額の算出に当たっては、規程第17条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額から第1項に定める額に相当する額を減じた額」に、「職務手当」とあるのは「職務手当から第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額」に、「業績手当の月額」とあるのは「第3項により算出した業績手当の月額」とする。
- 6 特例期間においては、附則（平成22年11月30日規程第9号）第2条に定める「55歳を超える職員における支給額の減額措置」の適用を受ける職員に対する前各項の規定の適用については次の各号のとおりとする。
- (1) 第1項中「、俸給月額」とあるのは「、俸給月額から附則（平成22年11月30日規程第9号）第2条第1項に定める額に相当する額を減じた額に」とする。
- (2) 第2項第1号中「の職務手当」とあるのは「の職務手当から附則（平成22年11月30日規程第9号）第2条第2項に定める額に相当する額を減じた職務手当」とする。
- (3) 第2項第2号中「特別手当の額」とあるのは「特別手当の額から附則（平成22年11月30日規程第9号）第2条第4項に定める額に相当する額を減じた額」とする。
- (4) 第3項中「俸給月額から」とあるのは「俸給月額から附則（平成22年11月30日規程第9号）第2条第1項に定める額に相当する額を減じた額から」と、「職務手当から」とあるのは「職務手当から附則（平成22年11月30日規程第9号）第2条第2項に定める額に相当する額を減じた額から」とする。

- (5) 第4項第1号中「前各項」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前各項」と、同項第2号中「第1項及び第2項第2号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた第1項及び第2項第2号」と、同項第3項中「第1項」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた第1項」とする。
- (6) 第5項中「俸給月額から」とあるのは「俸給月額から附則（平成22年11月30日規程第9号）第2条第1項に定める額に相当する額を減じた額から」と、「職務手当から」とあるのは「職務手当から附則（平成22年11月30日規程第9号）第2条第2項に定める額に相当する額を減じた額から」と、「第3項により」とあるのは「第6項第4号の規定により読み替えられた第3項」とする。

（端数計算）

第4条 前条第1項、第2項及び第4項により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成27年2月23日規程第6号）

- 1 この規程は、平成27年2月23日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第8号）

（施行期日）

この規程は、平成27年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日 規程第9号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（俸給の切り替えに伴う経過措置）

第2条 施行日の前日から引き続き職員であった者（任期付職員を除く。）で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（職務の級が1級又は2級である職員（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員になった場合にあっては、特定職員になった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

第3条 平成27年4月1日における規程第8条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とし、第3項の規定の適用については、同項中「2号俸」とあるのは「1号俸」とする。

附 則（平成 28 年 3 月 7 日 規程第 11 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 31 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。  
（平成 27 年 4 月 1 日における号俸の調整）
- 2 平成 27 年 4 月 1 日において 46 歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、附則（平成 19 年 2 月 22 日規程第 4 号）第 2 条の適用を受け規程第 8 条の規定により昇給した職員、その他当該職員と権衡上必要があると認められる職員の平成 27 年 4 月 1 日における号俸は、1 号俸上位の号俸とする。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日 規程第 5 号）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 23 日 規程第 7 号）

（施行期日）

- 第 1 条 この規程は、第 11 条及び第 12 条以外については平成 29 年 2 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用し、第 11 条及び第 12 条については、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 2 条 平成 28 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。  
（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）
- 第 3 条 平成 29 年 4 月 1 月から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 11 条第 3 項中「前項第 1 号及び同項第 3 号から第 6 号に該当する扶養親族については 6,500 円（職務の級が 2 級 A であるものについては 3,500 円とする。）とし、同項第 2 号に該当する扶養親族については 10,000 円」とあるのは、「前項第 1 号に該当する扶養親族については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族については 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族については 6,500 円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち 1 人については 9,000 円）」とし、第 12 条第 4 項については適用しない。
- 2 平成 30 年 4 月 1 月から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 11 条第 3 項中「前項第 1 号及び同項第 3 号から第 6 号に該当する扶養親族については 6,500 円（職務の級が 2 級 A であるものについては 3,500 円とする。）とし、同項第 2 号に該当する扶養親族については 10,000 円」とあるのは、「前項第 1 号に該当する扶養親族については 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族については 10,000 円、同項第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族については 6,500 円」とし、第 12 条第 4 項については適用しない。
  - 3 平成 31 年 4 月 1 月から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 11 条第 3 項中「前項第 1 号及び同項第 3 号から第 6 号に該当する扶養親族については 6,500 円（職務の級が 2 級 A であるものについては 3,500 円とする。）とし、同項第 2 号に該当する扶養親

族については10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については6,500円（職務の級が1級及び2級Aであるものについては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から第6号までに該当する扶養親族については6,500円（職務の級が1級及び2級Aであるものについては3,500円）」とし、第12条第4項については適用しない。

附 則（平成30年2月28日 規程第10号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年2月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。  
（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、附則（平成27年3月31日規程第9号）第3条の適用を受け規程第8条の規定により昇給した職員、その他当該職員と権衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、1号俸上位の号俸とする。
- 3 平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成31年2月28日 規程第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年2月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和2年2月28日 規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、第15条については、令和2年4月1日から施行する。別表（第6条関係）については、令和2年2月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。  
（令和2年4月1日、令和3年4月1日及び令和4年4月1日における号俸の特例）
- 3 平成21年4月1日から平成23年4月1日までに新たに職員になった者（大学卒等試験採用者を除く。）で、採用の事情を考慮して他の職員との権衡上必要があると認められる職員の令和2年4月1日、令和3年4月1日及び令和4年4月1日における号俸は、本条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に、別に定める号俸数を加算した号俸とする。

附 則（令和4年7月15日規程第5号）

（施行期日）

この規程は、令和4年7月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。



附 則（令和 5 年 3 月 22 日 規程第 18 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、別表（第 6 条関係）を除き、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。別表（第 6 条関係）については、令和 5 年 3 月 22 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 4 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。  
（令和 5 年 4 月 1 日の昇給における特例）
- 3 令和 5 年 4 月 1 日の昇給については、規程第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、規程中「3 号俸」とあるのは「3 号俸（職務の級 2 級 B、3 級、4 級及び 5 級である職員にあつては 4 号俸）」と読み替える。また規程第 8 条第 3 項中「0 号俸」とあるのは「2 号俸」と読み替える。  
（令和 6 年 4 月 1 日の昇給における特例）
- 4 令和 6 年 4 月 1 日の昇給については、規程第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、規程中「3 号俸」とあるのは「3 号俸（職務の級 2 級 B、3 級、4 級及び 5 級である職員にあつては 4 号俸）」と読み替える。また規程第 8 条第 3 項中「0 号俸」とあるのは「1 号俸」と読み替える。  
（令和 5 年 4 月 1 日における号俸の調整）
- 5 令和 5 年 4 月 1 日において 53 歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く）のうち、附則（平成 19 年 2 月 22 日規程第 4 号）第 3 条の適用を受け平成 20 年 4 月 1 日において第 8 条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の令和 5 年 4 月 1 日における号俸は、1 号俸上位の号俸とする。  
（令和 5 年度の降格及び役職定年における特例）
- 6 令和 5 年度の降格及び役職定年については、規程 9 条の 2 の第 2 項及び第 3 項並びに規程 9 条の 3 の第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、規程中「4 月 1 日」とあるのは「10 月 1 日」と読み替える。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日 規程第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、別表（第 6 条関係）を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。別表（第 6 条関係）については、令和 6 年 3 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 3 月 19 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 6 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日規程第 6 号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年度の扶養手当に関する特例)

第2条 令和7年度における扶養手当については、規程第11条第3項の規定の適用については、規程中「扶養手当の月額は、前項第2号に該当する扶養親族については13,000円とし、同項第3号から第6号に該当する扶養親族については6,500円(職務の級が2級Aであるものについては3,500円)とする。」とあるのは「扶養手当の月額は、前項第2号に該当する扶養親族については11,500円とし、同項第3号から第6号に該当する扶養親族については6,500円(職務の級が2級Aであるものについては3,500円)とする。」と読み替える。

2 令和7年度の扶養手当は、規程第11条第2項に定める扶養親族に加え扶養している「配偶者(届出しないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」がある職員に対して支給することとし、配偶者に係る扶養手当の月額は、3,000円とする。ただし、職務の級が1級及び2級Aであるものに対しては支給しない。

(令和7年4月1日における号俸の調整)

第3条 令和7年4月1日において49歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く)のうち、附則(平成19年2月22日規程第4号)第3条の適用を受け平成21年4月1日において第8条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の令和7年4月1日における号俸は、1号俸上位の号俸とする。

## 別表

## 職員俸給表

(円)

職務 の級	1級	2級		3級	4級	5級
		A	B			
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	434,100	383,600	347,500	315,500	284,000	200,400
2	436,100	385,600	349,300	317,300	285,900	202,400
3	438,100	387,600	351,100	319,100	287,700	204,400
4	440,100	389,600	352,900	320,900	289,400	206,400
5	442,100	391,600	354,700	322,700	291,000	208,400
6	444,000	393,500	356,500	324,500	292,500	210,400
7	445,900	395,400	358,300	326,300	294,000	212,400
8	447,800	397,300	360,100	328,100	295,500	214,500
9	449,700	399,200	361,900	329,900	297,000	216,700
10	451,600	401,000	363,700	331,700	298,500	219,000
11	453,500	402,800	365,500	333,500	300,000	221,300
12	455,400	404,600	367,300	335,300	301,500	223,600
13	457,300	406,400	369,100	337,100	303,000	225,900
14	459,200	408,100	370,900	338,900	304,500	228,200
15	461,100	409,800	372,700	340,700	306,000	230,600
16	462,900	411,500	374,500	342,500	307,500	233,000
17	464,700	413,200	376,300	344,300	309,000	235,300
18	466,500	414,800	378,100	346,100	310,500	237,600
19	468,300	416,400	379,900	347,900	312,000	239,900
20	470,100	418,000	381,700	349,700	313,500	242,200
21	471,900	419,600	383,500	351,500	315,000	244,500
22	473,700	421,200	385,300	353,200	316,400	246,700
23	475,500	422,800	387,100	354,900	317,800	248,900
24	477,300	424,400	388,900	356,600	319,100	251,100
25	479,100	426,000	390,700	358,300	320,400	253,300
26	480,900	427,600	392,500	360,000	321,700	255,500
27	482,700	429,200	394,200	361,700	323,000	257,700
28	484,500	430,800	395,900	363,400	324,300	259,900

29	486,200	432,400	397,600	365,100	325,600	262,100
30	487,900	434,000	399,300	366,800	326,900	264,300
31	489,600	435,600	401,000	368,500	328,200	266,400
32	491,300	437,200	402,700	370,100	329,500	268,500
33	493,000	438,800	404,400	371,700	330,800	270,600
34	494,700	440,400	406,100	373,300	332,100	272,600
35	496,400	442,000	407,800	374,900	333,400	274,500
36	498,100	443,600	409,500	376,500	334,700	276,300
37	499,800	445,200	411,200	378,100	336,000	278,000
38	501,400	446,800	412,900	379,700	337,300	279,600
39	503,000	448,400	414,600	381,300	338,600	281,100
40	504,600	450,000	416,300	382,900	339,900	282,500
41	506,200	451,600	418,000	384,500	341,200	283,800
42	507,700	453,200	419,700	386,100	342,500	285,000
43	509,200	454,800	421,300	387,700	343,700	286,100
44	510,700	456,400	422,900	389,300	344,900	287,100
45	512,200	458,000	424,500	390,900	346,100	288,000
46	513,600	459,600	426,100	392,500	347,300	288,800
47	515,000	461,200	427,700	394,100	348,500	289,500
48	516,400	462,800	429,300	395,700	349,700	290,100
49	517,800	464,400	430,900	397,300	350,900	290,600
50	519,200	466,000	432,500	398,800	352,100	291,000
51	520,600	467,600	434,100	400,300	353,300	291,400
52	522,000	469,200	435,700	401,800	354,500	291,800
53	523,400	470,800	437,300	403,300	355,700	292,200
54	524,800	472,400	438,900	404,800	356,900	292,600
55	526,200	474,000	440,500	406,300	358,100	293,000
56	527,600	475,600	442,100	407,800	359,300	293,400
57	529,000	477,100	443,600	409,300	360,500	293,800
58	530,400	478,600	445,100	410,800	361,700	294,200
59	531,800	480,100	446,600	412,300	362,900	294,600
60	533,200	481,600	448,100	413,800	364,100	295,000
61	534,600	483,100	449,600	415,300	365,300	295,400

62	536,000	484,600	451,100	416,800	366,500	295,800
63	537,400	486,100	452,600	418,300	367,700	296,200
64	538,800	487,600	454,100	419,800	368,900	296,600
65	540,200	489,100	455,600	421,300	370,100	297,000
66	541,600	490,600	457,100	422,800	371,300	
67	543,000	492,100	458,500	424,300	372,500	
68	544,400	493,600	459,900	425,800	373,700	
69	545,700	495,100	461,300	427,300	374,900	
70	546,900	496,600	462,700	428,800	376,100	
71	548,000	498,100	464,100	430,300	377,200	
72	549,000	499,600	465,500	431,800	378,200	
73	549,800	501,100	466,900	433,300	379,100	
74	550,500	502,600	468,300	434,800	379,900	
75	551,100	504,100	469,700	436,300	380,600	
76	551,600	505,500	471,000	437,800	381,200	
77	552,000	506,900	472,300	439,300	381,600	
78		508,200	473,600	440,800		
79		509,500	474,900	442,300		
80		510,700	476,200	443,800		
81		511,800	477,500	445,200		
82		512,800	478,800	446,600		
83		513,700	480,100	448,000		
84		514,500	481,400	449,400		
85		515,300	482,700	450,800		
86		516,000	484,000	452,200		
87		516,600	485,300	453,600		
88		517,100	486,600	455,000		
89		517,500	487,900	456,400		
90			489,200	457,800		
91			490,500	459,200		
92			491,800	460,600		
93			493,100	462,000		
94			494,400	463,400		
95			495,700	464,700		

96		497,000	466,000	
97		498,200	467,300	
98		499,400	468,600	
99		500,600	469,900	
100		501,800	471,200	
101		502,900	472,500	
102		504,000	473,800	
103		505,000	475,100	
104		505,900	476,300	
105		506,700	477,400	
106		507,400	478,400	
107		508,000	479,200	
108		508,500	479,800	
109		508,900	480,200	